

# 安心・安全サポート事業所です



地域の安心・安全  
サポート事業所

カブシキガイシャ タニガワセキユ  
株式会社 谷川石油



地域の安心・安全  
サポート事業所

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 代表者     | 代表取締役 谷川 寛志                     |
| 所在地     | 〒619-1303<br>相楽郡笠置町大字笠置小字西通15-1 |
| 電話番号    | 0743-95-2124                    |
| F A X   | 0743-95-2124                    |
| ホームページ  |                                 |
| 業種      | 石油販売                            |
| 活動の内容   | 別表「活動メニュー」のとおりです。               |
| 事業所数    | 1                               |
| 事業所のPR等 |                                 |

**こんな取組を実施しています！**



**営業時に  
防犯パトロールを  
実施します。**



# 安心・安全サポート事業所 活動メニュー

## 【防犯メニュー】

### A：地域における防犯活動

#### ◆ 地域における見守り、防犯活動

- ★ 社用車等に「防犯パトロール中」等のステッカーを貼付け、営業時にパトロールを行います。
- ★ 地域団体と協力して防犯パトロールを行います。
- ★ 事業所周辺の住民にあいさつ、声かけを行います。
- ★ 犯罪、不審者等発見の情報を警察に通報、捜査協力を行います。
- ★ 営業終了後の室内灯、門灯の点灯を行います。

### B：事業所における防犯活動

#### ◆ 顧客に対する情報提供・啓発活動

- ★ 来店客に対し、防犯情報の店内掲示を行います。

#### ◆ 従業員の防犯意識の向上、防犯教育

- ★ 従業員向けの防犯啓発、防犯研修を実施します。
- ★ 府防災・防犯情報メールによる情報を迅速に従業員に伝達します。

## 【交通安全メニュー】

### A：地域における交通安全活動

#### ◆ 地域における交通安全活動

- ★ 交通安全運動実施期間において、地域の活動団体と連携し、積極的に交通安全街頭啓発活動等を行います。
- ★ 地域の自治体・団体と連携し、立番活動等の交通安全活動を行います。
- ★ 地域や自治体の交通安全行事に積極的に参加します。
- ★ 事業所周辺のヒヤリ・ハット体験を活かし、危険箇所対策を行います。
- ★ 知らない児童、生徒でも、危険な行動を目撃したら積極的に声をかけます。

#### ◆ イベントにおける啓発活動

- ★ 不特定多数が参加するイベントで、交通安全を啓発する活動を行います。

### B：事業所における交通安全活動

#### ◆ 顧客に対する交通安全活動

- ★ 顧客に対し、交通安全情報を提供します。  
(例：シートベルトの効果、運転中の携帯電話の危険性、自転車の安全な利用 等)

#### ◆ 従業員の交通安全意識の向上

- ★ 社有車に、「安全運転宣言車」「ゆっくり走行車、お先にどうぞ」等のシールを貼付します。
- ★ シートベルト完全着用を事業所で宣言します。
- ★ 社を挙げた交通安全キャンペーン（法定速度走行、飲酒運転追放等）を実施します。
- ★ 従業員に対し、交通事故の発生状況、交通事故防止対策等の情報を提供します。
- ★ 事業所等の名刺に、交通安全スローガンや交通安全シンボルマーク等を掲載します。
- ★ 事業所等において、飲酒運転追放宣言を行い、「飲酒運転追放事業所」であることを表示します。
- ★ 事業所のトップ(社長、店長等)から、家族向けの手紙を送付し、従業員等の交通安全を促進します。

◆ 従業員に対する交通安全教育

- |   |   |
|---|---|
| ★ | 運転時の全席シートベルト着用の指導を徹底します。                  |
| ★ | 夕暮れ時における早めのライト点灯の指導を徹底します。                |
| ★ | 迷惑駐車、自転車の路上放置の禁止を徹底します。                   |
| ★ | 社内で宴会等がある場合は、帰宅の方法について確認しあいます。（飲酒運転禁止の徹底） |
| ★ | 従業員等に対する、運転中の携帯電話使用禁止を徹底します。              |

◆ 車両の安全確保

- |   |  |
|---|--|
| ★ | 社用車の一斉点検、運転前点検の義務づけ、運転記録の確実な記録と点検実施等、車両の適正管理を行います。 |
| ★ | マイカーについて、整備不良車を排除します。                              |